

書評：堀賀貴編 [2021], 『古代ローマ人の危機管理』九州大学出版会

## 小川 浩 昭

### 1. 本書を取り上げる理由

タイトルに「危機管理」とありリスクマネジメントに関連していることが示唆されるが、本書の帯に「古代都市のリスクマネジメントの実際を読み解く」とあり、リスクマネジメントの書であることが明示されている。しかし、古代都市のリスクマネジメントとなれば、古代都市に対する理解が当然必要とされ、どのような専門家の手による考察なのか気がなるところである。

編者は工学博士の現在建築部門の教授なので、この肩書からすると、古代都市建築物に詳しい建築学の専門家の手によるリスクマネジメントの本といえそうである。他の執筆者3人も、古代ローマ考古学を学んだもの、史学博士、古代世界研究のディレクターなど、リスクマネジメントの専門家ではなく、古代に関わる専門家といえそうである。したがって、単純化すると古代ローマの専門家であるがリスクマネジメントの素人である人たちによるリスクマネジメントの本となろう。

リスクマネジメントは、当初有力なリスクマネジメント手段であった保険が絶対的な存在とされて、リスクマネジメントといいつつも保険マネジメントであったのが、リスクの重要性が高まり、保険が相対化されて、本来的な意味でのリスクマネジメントへと進化した。人類にとっては必ずしも幸福なことではないが、ベックの「リスク社会論」<sup>1)</sup>が流布するほどに

---

1) Bech, Ulrich [1986], *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Shurkamp.  
〔東廉=伊藤美登里訳 [1998], 『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版局。〕

さらにリスクが重視され、1990年代以降はベックの「リスク社会論」を裏付けるかのようにカタストロフィ・リスクが多発し、また、地球環境問題から持続可能な成長が問題とされるほどに自然災害が多発し、リスクマネジメントの重要性はより一層高まることとなった。日本の大学においても講義科目として「リスクマネジメント論」が設置されるようになった。

リスクという現象は自然現象とも関連するため、その重要性の高まりは自然科学にも及び、今やリスクマネジメントは学際性の強い分野である。一時はリスク学の構築<sup>2)</sup>が叫ばれたほどであり、我が国において、学問としてのリスクマネジメント論が重視されるようになって、少なくとも20年以上経過するが、リスクマネジメント史というテーマにはお目にかかったことがない。もちろん、これまでのリスクマネジメントの歴史的な流れを整理したものはあり、リスクマネジメント論のテキストにおいても取り上げられることが多い。しかし、その手のものはせいぜい20世紀以降の話である。しかし、人類のリスクへの取り組み、あるいは、リスクとの戦いは、リスクが普遍的なものと思われるので、それこそ人類誕生以来の歴史を持つのではないか。

もちろん、人類誕生以来リスクとの戦いが見られるから、リスクに関する歴史的な書物<sup>3)</sup>はあるが、学問的な体系性を持った考察とは言えず、体系性を持った考察となれば、保険学における保険史であろう。古代の頃の保険的な制度としてどのようなものがあり、そもそもリスクにどう対処していたかは、保険史の考察対象でもある。近年、実学志向の大学教育の流れで、実学的要素の乏しい保険史自体の考察が手薄であり、近代に登場

2) リスク学構築に向けた試みとして、岩波書店の「リスク学入門シリーズ」がある。橋木俊詔＝長谷部恭男＝今田高俊＝益永茂樹編 [2007],『リスク学とは何か』(リスク学入門1) 岩波書店。

橋木俊詔編 [2007],『経済からみたリスク』(リスク学入門2) 岩波書店。  
長谷部恭男編 [2007],『法律からみたリスク』(リスク学入門3) 岩波書店。  
今田高俊編 [2007],『社会生活からみたリスク』(リスク学入門4) 岩波書店。  
益永茂樹編 [2007],『科学技術からみたリスク』(リスク学入門5) 岩波書店。

3) たとえば、次の文献がある。Bernstein, Peter L. [1996], *Against The Gods: The Remarkable Story of Risk*, John Woley & Sons (青山護訳 [1998],『リスクー神々への反逆』日本経済新聞社)。

した保険であるからその歴史的分析はどうしても近代以降になりがちなため、前近代の保険史の考察は特に手薄である。リスクの歴史的考察が手薄な中で、本書は貴重である。

本書は、リスクマネジメントの素人による古代人類のリスクへの取り組みを考察したものではあるが、リスクマネジメントの一層の学際的な広がりを確認できる、リスクマネジメント的な頭の回転をさせながら読める書物である。本書を取り上げる所以である。

## 本書の構成

はじめに

第1のリスク 盗難

トピック1 古代ローマの扉と鍵

トピック2 古代ローマの窓と窓ガラス

第2のリスク 火災

トピック3 古代ローマの建設現場

第3のリスク 洪水

第4のリスク 疫病

おわりに マネジメントの臨界点

エピローグ

補足的な考察となるトピックを編著者以外の者が執筆しているので、本書自体は編著者の単著に等しい。

## 2. 予備的考察

本書の特徴として、「はじめに」において、リスクマネジメント関連の用語が整理されていることである。おそらく、専門ではないリスクマネジメントの切り口で考察するので、あらかじめ整理しているのではないかとと思われる。この用語の整理の仕方は、保険学的に、また、リスクマネジメント論的に、大変刺激に溢れるので、本書を読み込むための予備的考察と

して、「はじめに」のみ独立して取り上げ、その要約と用語を中心にコメントしたい。

「はじめに」では、本書のテーマ、アプローチが簡単に示される。「本書では、犯罪、火災、水害、疫病など、現代にも通ずる危機に直面した古代ローマ人がそれらにどのように対処したのか、そして文明の象徴でもあった都市・建築をどのように守ったのかについて、ローマ、ポンペイ、ヘルクラネウム、オステアという遺跡を舞台に解説していく。」(本書p.2) 編者は、約30年にわたってこれらの遺跡で実測調査を重ね、実際に残っている遺跡から、危機管理を読み解くというアプローチをとっている(本書p.2)。続いて、用語の整理が行われる。

まず「危機管理」の「危機」について、似た用語として「危険」、「脅威」を取り上げて、次のように各用語を捉える。「危険」は「危ないこと。いいかえると、損害が発生しそうなこと」であり、「脅威」は「危険の要因を具体的に指す言葉」であり、本書で言えば、犯罪、災害、疫病など危険をもたらす原因そのものを意味するとする(本書pp.2-3)。その上で、「危機とは、脅威が発生し危険が高じた状態で、とくに社会や機械など複雑なシステムにおいて、突発的、あるいは原因不明の機能不全に陥りつつある状況である」(本書p.3)とし、英語の「クライシス」に当てはまるとする。英語の「リスク」は「危険度」を意味するとする。

用語の整理は、安全、安心にも及ぶ。「安全」はコストが伴い、実現のためには制度や技術も必要であり、逆説的に説明すれば、リスクがないこと＝危険度ゼロの状態であり、リスクの反対語であるとする(本書p.3)。「安心」とは「不安がないこと」であり、あえて反対語を求めれば「危険」が近いかもしれないとする(本書p.3)。

そして、さらに脅威は、「見える脅威」(イメージできる脅威)と「見えない脅威」(イメージできない脅威)に分けられるとし、現代では情報技術の発展によって脅威の見える化は大きく進んでいるが、古代では実際に身近に起こった状況を通じて、人々は脅威をイメージ化したとする(本書pp.3-4)。古代ローマ人の「見えない脅威」には、大気汚染、疫病など

があり、近代以前の世界では、見えない脅威への対処法は「神に祈る」ことであったとする（本書pp.5-6）。

こうした脅威がもたらす危険度（リスク）の管理（マネジメント）に目を転ずると、リスクへの事前処理であるリスクマネジメントとリスクの事後処理であるクライシスマネジメントの2種類があり、前者が予防、後者が事後処理とする（本書p.6）。クライシス（危機）はかなり深刻なリスクマネジメントに失敗した状態であるとする（本書p.6）。記録に残るのは後始末の話なのでクライシスマネジメントに専念していたように見えるが、本書では予防（防犯、防災、防疫）の観点からの考察を試みるとする（本書pp.6-7）。

リスク（危険度）を認識し、それに対応して準備しておくことは、今も昔もリスクマネジメントの基本であるとし、「リスク」を算定し、それをコントロールするという発想は古代ローマにも存在したとする（本書p.7）。リスクの算定には、脅威の強さ（レベル）と予測可能性を組み合わせる必要があるとする（本書p.7）。

本書は、予測可能性は低いけれどもリスクとしては小さい「盗難」、脅威レベルはやや高めで予測も難しくリスクとしては大きい「火災」、脅威のレベルは高いが予測が可能なためリスクの軽減に成功した「洪水」、脅威のレベルも高く、予測も不可能である最もリスクの高い「疫病」をリスクとして取り上げ、そのマネジメントを古代ローマの遺跡ポンペイ、ヘルクラネウム、オステティアに見ていく（本書pp.7-8）。

コメントの前に、保険学、リスクマネジメント論の通説を踏まえた、評者の各用語の捉え方を示す。

危険は多義性を持った用語で便利ではあるが保険学上は使用しがたいので、英語のリスク（risk）、ハザード（hazard）、ペリル（peril）を用いる。本書では、「危険を損害が発生しそうなこと」と可能性概念で捉えているようであるが、可能性で把握できるのは評者の言う「危険」のうちリスクである。ただし、本書のような損害概念で把握してしまうと、生命保険が説明できないので、損害のような「経済的ニーズが発生する可能性」

をリスクとする。

ここで再び保険を意識すれば、保険はリスクを取引しているから、リスクを具体的な数字化＝金額化していることになる。金額化は期待値により、期待値＝発生確率×大きさである。火災で1000万円する家が全焼する（損害額1000万円）確率が1%であれば、期待値は10万円である。本書でも、リスクの算定を取り上げ、脅威の強さ（レベル）と予測可能性を組み合わせて、本書で取り上げるリスクの性質に言及しているが、これは期待値を使ったリスク・マップの発想に似ている。本書は、先行研究として、保険学やリスクマネジメント論を研究していないと思われるので、保険学、リスクマネジメント論の常識破りの用語の使い方になっているが、その論理的思考は、先行研究なしの思考過程で独自に導き出したと思われる、もしそうであれば、秀逸を極める。

なお、ハザード、ペリルもリスク同様「危険」と訳せるが、違いをみるためにあえて訳せば、ハザードは「危険事情」、ペリルは「危険事故」といえ、「凍結した路面の自動車事故」という例を使って簡潔に述べれば、自動車事故の発生の可能性がリスクであり、事故を誘発する（事故発生の可能性を高める）凍結した道路がハザードであり、自動車事故がペリルである。

リスク・マップはリスクマネジメント論の基礎理論であり、期待値の要素であるリスクの確率、大きさ（金額）をそれぞれX軸、Y軸にして平面上にリスクの性質を浮かび上がらせ、リスクの性質に応じたリスクマネジメント手段を導き出すというものである（図1参照）。

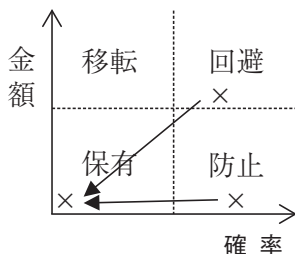


図1 リスク・マップ

(出所) 筆者作成。

平面を4つの象限に分けて考える。左下は、X軸・確率が低く、Y軸・金額で表される損害等の経済的ニーズの大きさが小さいということで、 $(X, Y) = (\text{低} \cdot \text{小})$  リスクといえる。つまり、めったに起こらない（確率が低い）、起こったとしてもたいしたことのない金額（大きさが小さい）のリスクである。めったに起こらない、たいしたことのない金額のリスクであるならば、何もせず抱えてしまうという対応が良い。リスクを抱える、「保有」してしまう。リスクの性質を分析してこの象限に位置づけられるリスクならば、「保有」をする。知らないうちにリスクを保有していたというのは、「消極的リスク保有」にして、それではリスクマネジメントではなく、リスクを分析し、意識して保有する「積極的リスク保有」は立派なリスクマネジメントであり、保有（積極的保有）はリスクマネジメント手段の一つである。

次に、右下を考える。右下は、確率は高く、金額は左下同様小さいから、 $(\text{高}, \text{小})$  リスクである。1回、1回はたいしたことのない金額であるが、頻繁に発生するので合計すると結構な金額になるというリスクである。一言でいえば、「塵も積もれば山となるリスク」である。この性質を持つリスクは、まず発生させないことが肝心であるから、有効な手段は「防止」（予防）である。

次に、右上を考える。右上は、右下と同じく確率は高く、金額は大きいという $(\text{高}, \text{大})$  リスクである。つまり、頻繁に起こるし、1回1回発生する金額は大きいので、最悪のリスクである。こんなとんでもないリスクに対しては、「逃げるが勝ち」ということで「回避」が有効手段である。

最後に、左上である。左上は、確率は低く、金額は大きいという $(\text{低}, \text{大})$  リスクである。たまにしか発生しないが、ひとたび発生すると大きな経済的ニーズが発生し、経済生活、経済活動に甚大な悪影響を与える可能性がある。他の象限のように必然的に導かれる方法のない、処理しづらいリスクであるため、他人に「移転」してしまうのが適当だろう。リスクの移転は、リスクが顕在化して、経済的ニーズが発生したときに、そのニーズを埋めることができるように、他人から資金調達をできるよう予め手配

していることである。代表的なものに保険があり、保険は保険事故が発生して経済的ニーズが顕在化したときに、その経済的ニーズを埋めるべく保険金を受け取れるというものであり、保険者にリスクを移転している。ここに、保険はリスクマネジメント手段の中のリスク移転手段の一つと位置付けられる。登場したリスクマネジメント手段を体系的に整理すると、図2のとおりである。

リスクマネジメント手段は、大きくリスクコントロール（Risk Control, RC）とリスクファイナンス（Risk Finance, RF）に分かれる。この分類基準は、リスクに人為的に働きかけているか否かである。リスクに人為的に働きかけるとは、リスク・マップで考えると、リスク・マップ上でリスクを動かすことを意味する。

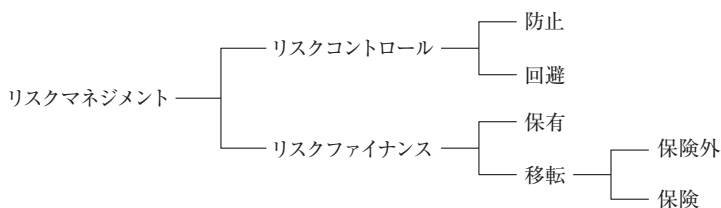


図2 リスクマネジメント手段の体系

(出所) 筆者作成。

RCは、防止、回避に分かれる。防止も、回避もリスクの軽減を通じてリスクをリスク・マップ上動かしているが、軽減方法は、確率×金額であるから、確率に働きかけるか、金額に働きかけるか、両方に働きかけるかとなる。上記の防止の議論では、金額は重要でないとしてもっばら確率を問題として確率のみに働きかけているが、回避ではリスクを取らないことで確率、金額両者に働きかけてゼロにした格好である。火災リスクに対する、消火器やスプリンクラーの設置は火災発生後の損失軽減策なので鎮圧といえるが、リスク・マップ上はリスク軽減策であり、防止に含まれる。防止にしても、回避にしても人為的働きかけをしてリスクを移動させるの



で、RCとなる。

Financeは「金融、財務」などと訳される。金融とした場合には、「資金の融通」ということで資金の出し手と取り手の結びつきが意識されるが、資金の出し手からみれば「資金運用」、資金の取り手からみれば「資金調達」である。両者の出会いによって資金の融通が成り立つ。金融は、両者を視野に入れた用語であるが、financeには一方の資金の取り手からみた「資金調達」の意味もある。RFのファイナンスは、「資金調達」の意味である。

RFは、リスクに働きかけず、したがって、リスクはリスク・マップ上移動せずそのままの状態にあり、不幸にしてリスクが顕在化し、経済的ニーズが発生したときに、それを埋めるための資金調達を行うという手段である。

RFは、保有と移転に分かれる。この分類は、単純化すると、資金調達先が自分か他人かによる。自分の場合が保有、他人の場合が移転（正確には返済等の義務のついた他人からの資金調達は保有となり除かれる）である。資金の出し手から資金を調達することが資金調達であるから、自分が調達先というのは矛盾しているようにみえる。しかし、金融では、貯金を取り崩して自分でお金を用意したり、企業が内部留保を取り崩して自社で資金を用意したりすることも、自分から資金を調達したとする「自己金融」として、立派な資金調達扱いをする。保有は、リスクに対して何も働きかけをしないので、そのリスクが顕在化して経済的ニーズが発生したならば、貯金や内部留保を取り崩して対応することになる。逆に言えば、そうした対応で可能な程度の大きさを超えるリスクの保有は困難であるということである。

移転は、他人から資金調達できるように手配しておくことであり、保険と保険以外の手段に分かれる。保険以外の手段がART（Alternative Risk Transfer）として発展してきて、リスクマネジメントが高度化してきた。

保険は、リスクマネジメント手段の体系上、右端に位置するに過ぎないのが、従来は唯一のリスクマネジメント手段として、保険マネジメント＝

リスクマネジメントであった。リスクマネジメント論の発展とは、リスクマネジメント手段の体系に示される各種手段が体系的に活用された、効果的、効率的なリスクマネジメントを研究するようになったということである。こうして、保険は本来の位置づけになった。

評者のリスクと危機の関係の理解についても取り上げよう（図3参照）。危機はリスクに含まれ、異常性・巨大性・突発性の点で極端なリスクであり、国家的レベルで迅速な対応が求められることが多い。

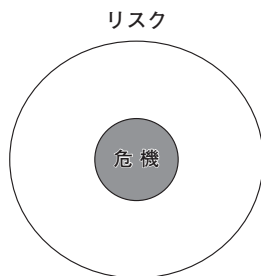


図3 リスクと危機

(注) 円の中心に向かうほど「異常で」、「巨大で」、「突発的な」リスクである。

(出所) 筆者作成。

少々長い説明になったが、リスク・マップ、リスクマネジメント手段の体系と保険の位置、リスクと危機の関係を示しながら、基本的な用語を登場させた。この用語に対する理解に基づいて、本書の用語の使用について検討する。

危険はリスク、ハザード、ペリルに分かれ、リスクは損害以外も含む経済的ニーズ発生の可能性として捉える。危険度とはリスクではなく、リスクの大きさを意味する。危険をもたらす要因は「脅威」ではなく、保険で言えば保険事故に相当するペリルである。脅威が発生し、危険が高じた状態を危機とするが、脅威の発生はペリルの発生で、リスクが顕在化し経済的ニーズの発生を意味する。危険が高じたとは、発生した経済的ニーズが

巨額であることを意味する。

リスクの算定を脅威の強さと予測可能性に求めるが、脅威の強さは経済的ニーズの大きさ、予測可能性は、いつ発生するかの予測能力を意味しているようであるが、リスクの大きさの算定ということであれば、期待値に引き付けて確率にすべきである。発生の予測精度の向上は、リスクコントロールの有効性を高める関係と把握すべきである。

見える脅威、見えない脅威は、リスクを認識できるか否か、つまりリスクマネジメント的には消極的保有をいかになくすかという議論と、認識できたとして計量化できるかという問題の2次元で把握する必要がある。換言すれば、極力リスクに見える化する、その場合、ただ存在そのものを認識するのではなく、計量化する。そのことによって、リスクマネジメント手段の選択、有効なリスクマネジメントが可能となる。

リスクマネジメントは事前処理＝予防、クライシスマネジメントは事後処理とする点については、予防はリスクコントロールの1種であり、事後処理としてリスクファイナンスがあるとすべきである。ここでのリスクマネジメント関連の用語に対する考察は、リスクマネジメントの知識がない前提での議論として大変優れているが、このリスクマネジメントとクライシスマネジメントの議論は例外となっており、リスクマネジメントという用語を極端に狭く解釈した有効性の乏しい議論になっている。

以上で保険学、リスクマネジメント的頭を整えたとして、本書の用語をリスクマネジメントの用語に適宜翻訳しながら、本書を読み込んでいくことにしよう。

### 3. 本書の要約とリスクマネジメント論上の問題

「第1のリスク」は盗難である。盗難リスクは、脅威のレベルが低く、予測可能性も低く、リスクとしては小さいリスクとする（本書p.13）。リスクマネジメント語に翻訳すれば、経済的ニーズ（この場合は盗難による被害額＝損害額）の大きさが小さく、発生の予測が困難であるとなる。リスクの大きさを判断するためには、予測可能性ではなく、発生確率であ

る。大きさが小さいのであるから、発生確率が低いのであればリスク・マップ上は左下の「保有」すればよいリスクとなり、発生確率が高ければ、塵も積もれば山となるリスクとしてともかく「防止」して、発生確率を下げることが肝要となる。

まず、古代ローマの都市住宅について説明される。古代ローマの地方都市の住宅をほぼ完全に保存しているポンペイの住宅を取り上げ、防犯に力点を置きながら当時の住宅が紹介される（本書pp.13-38）。防犯が意識されているとはいえ、ほとんどが住宅そのものの記述で最後に簡単にリスクマネジメントについて言及される。

すなわち、「防犯について、古代ローマでは、個人の責任において安全、治安が守られた。現在のイタリアでもその傾向を感じるがあるが、警察権力が存在しない古代ローマでは『自己防衛』という色彩が強く、クライシスマネジメントについても『自己責任』が大原則である。これは社会全体あるいは都市の共同体として、リスクマネジメントを徹底して事前に危険を避ける仕組みをもたらす。それは、防犯や防災の技術は存在し、その提供も可能であるが、それを軽視、あるいは無視して損害を被った場合には、完全に『自己責任』という構造をもつ。」（本書pp.38-39）

リスクマネジメント語に翻訳すれば、次のとおりである。自己防衛という色彩が強いので犯罪リスクが顕在化した場合の損害は自己負担になるという自己責任が大原則である。これは社会全体としてリスクコントロールの一つである防止（この場合は防犯）を徹底して、リスクを軽減する仕組みをもたらす。防犯、防災の技術は存在し、その提供も可能であるが、それを軽視あるいは無視して損害を被った場合は、完全に「自己責任」である。

いろいろな疑問が浮かぶ。盗難という犯罪に対する損害に自己責任が求められると、なぜ社会全体として防犯を徹底する仕組みをもたらすのだろうか。また、住宅に着目して盗難リスクを問題とするのであるから、今日でいえば泥棒に遭うことを意味するのだろうか。古代ローマの泥棒はいった

い何を盗むのだろうか。当時金庫もあったのだろうかからお金か。今日と同じように金目のものということで宝石の類などもあったのだろうか。もっとも、これらが泥棒にとって意味のある、盗む価値をもつものでなくてはならず、そうすると、お金については、どの程度貨幣経済が浸透していたのかが重要であろう。金目のものについては、お金に準ずるように使えなければ意味をなさない。それとも、餓死しそうなほどのものが、食べ物を盗みに入るのだろうか。盗難にあう住宅に住む者は、社会においてどのような位置・階層の人であり、住宅の所有形態、当時の私的所有の状況などによって、自己責任がどう問われるかが明らかにされる。それは、誰がどのようにリスクを負担する仕組みになっているかを明らかにすることである。それは、社会の仕組みに規定されるから、社会の仕組みの中で、当時の時代的な特徴を持つ住宅が取り上げられなければならないが、こうした社会とのかかわりが意識されずに、住宅そのものを取り上げるので、リスクマネジメントに対してどのような力が働き、どのようなリスクマネジメントが行われていたのかが理解できない。

リスクマネジメントにおいて忘れてならないことは、ある人にリスクが発生するのは、その人にリスクが顕在化した場合の結果＝経済的ニーズの発生に対応する責任があるということである。要するに責任の帰属が重要である。

「防犯、防災の技術は存在し、その提供も可能であるが、それを軽視あるいは無視して損害を被った場合は、完全に『自己責任』である」とするが、防犯・防災の技術とはどんな技術で、その提供というのは具体的にどのようなものであったのか。また、そのような技術を軽視ないし無視すると完全に自己責任ということであるが、技術の軽視ないし無視とは具体的にはどのような行為を指すのか、逆に、技術を無視せずきちんと使った場合の損害は自己責任ではないということか。自己責任でないならば、誰に責任は帰属し、発生した損害はどのように処理されるのか。これらは、具体的なリスクマネジメントに関わる事柄であるが、何ら説明されていないのである。

今日の自己責任原則社会である資本主義社会と異なる共同体社会なのに、今日と同様に自己責任が問われたのだろうか。

続いて、「トピック1」で「古代ローマの扉と鍵」が考察される(本書pp.41-53)。この考察自体は興味深いものの、リスクマネジメントとは直接関係しない。続く「トピック2」では「古代ローマの窓と窓ガラス」が考察されるが、トピック1と同様に、防犯に関係するもののリスクマネジメントとは直接関係しない(本書pp.55-83)。

第2のリスクは、火災である。火災リスクは、脅威レベルはやや高め、予測も難しくリスクとしては大きいとする(本書p.85)。リスクマネジメント語に翻訳すると、経済的ニーズの大きさ(この場合は火事による損害額)が大きく、発生の予測が困難なリスクである。繰り返すが、リスクの大きさを判断するためには、予測可能性ではなく、発生確率である。大きさが大きいのであるから、発生確率が低いのであればリスク・マップ上は左上の「移転」が適するリスクとなり、発生確率が高ければ、最悪のリスクとして関わらないように「回避」すべきとなる。もっとも、火災リスクの回避となれば、火を使わない、燃える住宅に住まないといったことになるので、防止・防火となろう。

古代ローマの12表法では、建物または邸宅そばの穀物に放火した場合は火刑であり、放火あるいは失火に対する刑罰は古代ローマも例外にもれず厳しく、放火、失火に厳罰で臨むのはリスクマネジメントとして常道であるとする(本書p.87)。「それはいったん火災が発生すれば、ほとんど無力であったことの裏返しである」(本書p.87)とする。

この記述も、「その通り」と流せない問題を有する。まず、「放火、失火に厳罰で臨むのはリスクマネジメントとして常道である」とする点についてである。わが国の失火責任法(「失火ノ責任ニ関スル法律」明治三十二年法律第四十号)では、失火の場合は民法709条の規定(損害賠償責任)を適用せずとして、重過失でなければ免責とされている。本書によれば、過失による火災でも島流し、鉾山送りとあるが(本書p.87)、わが国は失火に厳罰で臨んでいないのである。これは、日本では木造の建物が多

かったため類焼の危険性があり、失火者自身も通常自己の建物を焼失し損害を受けており、その上に損害賠償責任を負わせるのは酷であり、現実的に困難であるという考え方による。

リスクに関して重要なことは責任であり、責任の帰属のさせ方によって各自が行うリスクマネジメントは異なる。また、責任の帰属のさせ方が、社会全体で見たときの一種のリスクマネジメントになっているのである。放火、失火に厳罰で臨むとは、リスクマネジメント語で翻訳すれば、モラルハザードを防ぐために放火、失火に厳罰で臨むとなる。ただし、その場合のリスクとは、火災リスクであるがそれが損害賠償請求として現れるということである。賠償責任リスクという観点から火災リスクをみると、わが国失火法の考え方は、自分の過失で火災が発生した場合、自分の家だけではなく、近所の家にも損害を与える場合が多く、それに対して損害賠償請求を発生させても、それに応えることは非常に困難であり、現実的ではないとするものである。翻って、古代ローマの火災リスクについて、本書ではリスクを責任に結びつける発想がないので、賠償責任に考えが及ばず、モラルハザードの防止にしか言及していない。放火、失火を厳罰にしても、ゼロにすることはできないだろうから、放火、他人の失火によって住居に損害を受けたものの弁償（賠償）の問題が残る。火刑や島流しの処罰をしても、燃えた家は戻らない。その損害をどうてん補したのかが論じられないのでは、リスクマネジメントの核心部分が抜け落ちた議論である。

もう1点、放火、失火に厳罰であったのは「いったん火災が発生すれば、ほとんど無力であったことの裏返しである」としている点も問題である。この主張を裏返していえば、火災が発生しても有力であれば、放火、失火は厳罰にしなくてよいとなる。これは、放火、失火の問題は、前述のとおり、モラルハザードの問題である。失火の議論は放火に比べて複雑になるので、ここでは放火に単純化すると、放火は犯罪であり、根絶すべきもの、それは放火による火災リスクゼロを目指すというモラルハザードへの取り組みであり、その有効な方法として厳罰があるとすべきである。つ



まり、放火への厳罰は、リスクマネジメント語に翻訳すると、防止というリスクマネジメント手段を使ったモラルハザード対策となる。

ネロについて次のような記述がある。ネロは大火の後、街路に面してコロネード（列柱）付き廊下の設置を推奨し、本格的なリスクマネジメントを行ったとのことである（本書p.89）。これは大火を受けて、防火を推奨したということであり、リスクマネジメント語に翻訳すると、大火を受けて具体的な防火策を推奨してリスクマネジメント手段としての防止を進めたといったところか。いずれにしても、大火を受けて防火を行う、それがどんなに本格的でもせいぜい言えることは、本格的な防火ないしはリスクマネジメント手段としての防止であって、「本格的なリスクマネジメント」などとは到底言えない。本格的なリスクマネジメントというためには、各種リスクマネジメント手段が効果的・効率的に組み合わせられて、リスクマネジメントプロセスとして実施されなければならない。本書の「本格的なリスクマネジメント」には、体系性も、サイクル的な過程性もない。

「古代ローマ建築の実際」では、「一軒で火事が発生すれば、瞬く間に火は燃え広がったはずである」（本書p.91）とあり、わが国失火法が想定しているのと同様な火災リスクの状況だったと思われる。前述のとおり、わが国失火法は失火を免責としているが、本書では「火事に対しても、出火元の『自己責任』が問われた」（p.92）としている。出火元の自己責任を問うとは、被害者が損害賠償の請求をできるということを意味するのだろうか。仮にそうだとした場合、失火に厳罰なため島流しにあった加害者がどのように賠償するのであろうか。それとも、自動車損害賠償責任保険のような賠償資力を確保するリスクマネジメント手段があったのだろうか。本書では、肝心の火災損害がどのように処理されるのかが、全くわからない。

ところで、「日本の伝統的家屋に比べれば、可燃物は少なく、防火性能はずいぶんと高いのは間違いない」（本書p.93）として、先に引用した「一軒で火事が発生すれば、瞬く間に火は燃え広がったはずである」（本



書p.91)と矛盾するような記述がある。また、この文章は可燃物が少ないから防火性能が高いと読め、可燃物の多寡を防火性能としているようにも読める。リスクマネジメント語に翻訳すれば、可燃物の多寡は物理的ハザードの大きさの問題であり、物理的ハザードが小さいので火災リスクは小さいというべきである。この文章の解釈を誤っているかもしれないが、ハザードを知らないので適切な表現がとられていないのではないか。

同じ93頁に「街中に食用や燃料用の油、木材があふれており、可燃物に事欠かない」（本書p.93）としながら、その数行後で「可燃物は少なく」となっており、結局可燃物が多いのか少ないのかも分からない。リスクマネジメント語に翻訳すれば、物理的ハザードが大きいのか小さいのかが分からない。矛盾しているとした91頁、93頁の記述は、ハザードを使って、リスクマネジメント語に翻訳すれば、次のように矛盾なく捉えることができる。

古代ローマの家屋は日本の伝統的家屋と同様に防火性に劣るが、可燃物が少なく物理的ハザードが小さいので、その分火災リスクは小さい。ただし、防火性に劣るので、一軒で火事が発生すれば、瞬く間に火は燃え広がった。

筆者の主張がこのようであるとは思わないが、ハザードを使わないと十分説明できず、結局のところ古代ローマの家屋の火災リスクについて、特に、日本の伝統的家屋との比較について、本書から理解するのは困難である。

「火災に対するリスクマネジメント」において、「これまで見てきた防災対策は、リスクマネジメント（事前対策）であったが、もちろん古代ローマ人、とくにアウグストゥス帝は火災のクライシスマネジメント（事後処理）に取り組んだ。それは消防隊の創設である」（本書p.99）とする。リスクマネジメント語で翻訳すると、これまで見てきた防災対策は、リスクコントロールであり、鎮圧にも取り組んだ。消防隊は火災発生時の消火活動で鎮圧を行うが、夜の巡回などの防災にも務めたのであろう。

第2のリスクの最後の「石のように硬いローマ」では、前390年から後

410年の間に85回の大火ないしは大火に近い火災が発生したとする(本書p.110)。単純計算すれば、10年に1回は大火が発生していることになる。記録に残っているのだから大火であろうという推測であるが、大火というのはどれぐらいの大きさを指すのだろうか。因みに、わが国の『消防白書』<sup>4)</sup>では、建物の焼損面積が33,000㎡(1万坪)以上の火災を大火としている。

「火災は多くの財産を失わせる大きなリスク」(本書p.111)とするが、焼損面積などの火事による被害程度、損害額・被害額など、リスクの大きさを測るにおいて必須の経済的ニーズの大きさに関わる言及が全くないのが本書の特徴でもあり、リスクの計量化を指向しないリスクマネジメントの議論は、どこか間の抜けた議論になってしまう。同頁に、「ユウェナリスは、地階で起こった火事によって四階の住人は家財道具を運び出す余裕があるが、屋根裏の住人は知らないうちに焼け死ぬだろう」(本書p.111)との記述があるが、財産という物的損害ばかりではなく、人命が失われるといった人的損害を失火で出した場合、繰り返しになるが、厳罰に処せられるのであろうが、損害賠償責任についてはどのようになるのであろうか。「火災のあと、古代ローマでは修築、再建という建設工事がいたるところで行われていたはずである」(本書p.112)とするが、修築、再建の費用はどのように賄っていたのであろうか。ここでも、リスクファイナンスに関わる議論が抜け落ちている。

続いて、「トピック3」として「古代のローマの建築現場」が考察される。「建築業というものは本来、危険をとまなう職業で、工事はうまくいかないことのほうが多い」(本書p.113)ということで、様々な危険について碑文や考古学的遺跡から指摘するが、危険というよりもトラブルの類のものまで含まれる。建設資材の大量運搬に伴う危険が非常に大きい様子が記述されるが、それに伴い、「こうした事故を原因とする損害に対する責任についてローマ法の世界では賠償問題として議論されてきた」(本書p.118)、あるいは、判例なども取り上げられ、「判例においては、常に

4) 消防庁編 [2021],『令和2年版消防白書』p.328 付属資料 1-1-7、備考2。

責任の所在が中心である」（本書p.127）など、ようやく責任、賠償責任リスクに関わる記述が登場する。トピック3の冒頭で「リスクマネジメントの実際について考察していく」（本書p.114）としていることもあり、これでリスクマネジメントらしい考察が行われるのではないかと期待したのだが、古代ローマ人のリスクマネジメントとして建築規制をあげるなど、結局防止程度のことしか言及していない。

第3のリスクは、洪水である。洪水のリスクは、脅威レベルは高いが、予測が可能なためコントロールに成功したリスクであるとする（本書p.133）。リスクマネジメント語に翻訳すれば、経済的ニーズの大きさ（この場合は、洪水による損害額）は大きい、発生を予測できるので防止、回避などのリスクコントロールを効果的に行える。ここで疑問なのは、本書の言葉で言えば「コントロールに成功した」、リスクマネジメント語では「リスクコントロールを効果的に行える」ということであれば、発生するかもしれない経済的ニーズの大きさ、したがってまたリスクの大きさはそれほど大きくなるのではないか。もし大きいならば（本書の言葉では脅威レベルが高いならば）、予測ができて洪水による被害は大きく、発生の予測ができたに過ぎず、それを「リスクをコントロールした」とは言えない。繰り返すが、リスクマネジメント語では、リスクコントロールはリスクに働きかけて、リスクの発生確率を低下させる、あるいは、経済的ニーズの大きさを軽減することである。

オスティアの建物について説明されるが、労働者の家として集合住宅（インストラ）が紹介され、集合住宅が居住する労働者の失火で火事になった場合、その労働者は島流しなどの厳罰に処されるのであろうが、建物の物的損害、けが人、死亡者等の人的損害に対する賠償問題は生じないのだろうか。物的損害、人的損害は誰がどのように負担したのか。集合住宅では盗難は発生しなかったのかなど、火災、盗難について気になる。なぜ、洪水のところで登場したのだろうか。第1のリスクで登場させるべきではなかったか。

さて、前提的な問題として「オスティアにおけるかさ上げ」を取り上げ